

平成二十二年八月二十日受領
答 弁 第 三 九 号

内閣衆質一七五第三九号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員坂本哲志君提出ハンセン病問題の解決の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員坂本哲志君提出ハンセン病問題の解決の促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの記事の存在については、承知している。

二について

お尋ねの財務省との調整とは、旧国立療養所菊池恵楓園附属看護学校の土地及び建物の貸付けについての契約方法に係る調整である。現在、厚生労働省において、当該調整を含め、公募の実施、利用者の選定等の方法について検討を進めているところである。今後、速やかに結論を出した上で、公募の実施、利用者の選定等の手続に入り、当該手続を行う中で、当該療養所の入所者の意見を聴きつつ、本年度中に利用者を決定したいと考えている。

三について

御指摘の保育所としての利用計画については、国立療養所菊池恵楓園において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の規定の趣旨を踏まえて策定しているものと考えている。